

訪問特定整備制度について

- 安全上重要な整備(**特定整備**)は、設備・機器・要員を有する**認証工場**で実施しなければならない
- 今般、**認証工場の整備士**が、一定ルールのもと、自動車ユーザーの自宅等を**訪問して**特定整備を行うことを解禁(「訪問特定整備」)

①訪問特定整備

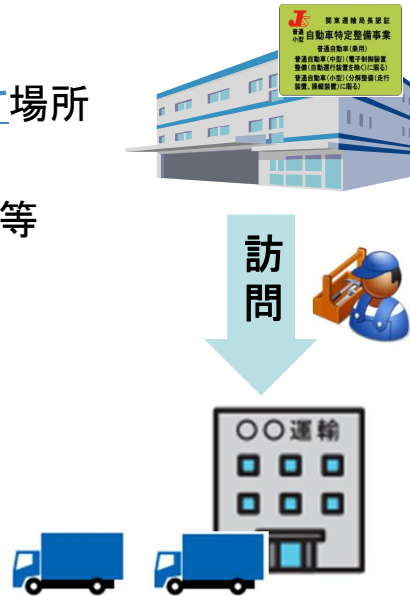
1. 場所

認証工場の設備要件を**満たす**場所

例: 運送会社の整備作業場等

2. 作業範囲

全ての特定整備



②限定訪問特定整備

1. 場所

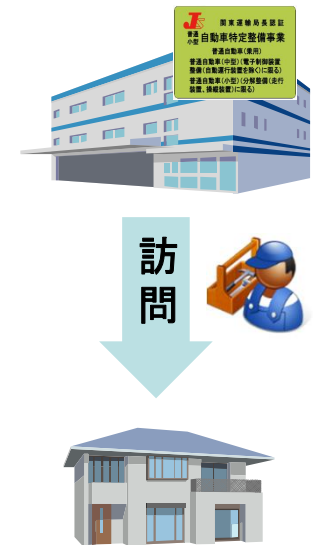
認証工場の設備要件を**満たさない**が **安全・品質を確保できる**場所

例: ユーザーの自宅駐車場等

2. 作業範囲

特定整備は、**以下に限る**

- ① ブレーキパッドの交換
- ② 発電機交換
- ③ スターターモーターの交換
- ④ 大特車のステアリングホースの交換



主なルール

- 依頼者への説明、訪問する整備士への指示等は、派遣元の**認証工場の整備主任者**が行う
- **料金の内訳**(整備費、旅費等)を示すこと
- **訪問する整備士のリスト**をメールで運輸支局へ届出
- 訪問可能な範囲は、**同一の都道府県内**又は**自動車によりおおむね1時間以内**

今後のスケジュール(予定)

3月31日(月) 公 布

6月30日(月) 施 行